



まだいる？ それ言っちゃう教師

保護者との個人懇談は、子どもに関して保護者と情報を共有し、協力関係を確かなものにするための貴重な機会です。しかし、教師の不用意な発言によって関係が崩れ、後先にまで禍根を残すことも、決してないとは言えません。

そこで今回は、不信感やトラブルに繋がりがやすいNG発言を取り上げます。



〇〇障がい、〇〇症
かも知れないので、

「教育センターに 行ってください / 検査を受けてきてください」

「病院で 診てもらってください / 薬を出してもらってください」

保護者に対して診断名に言及することは避けなければなりません。「うちの子は〇〇症でしょうか」と問われたら、YES・NOではなく、学習状況や行動傾向を伝えるようにします。

上記の「〇〇〇してください」は、一方的で強い言い方に聞こえます。そもそも担任の一存で依頼（指示？）できることはありません。勧めるに当たっては、**学校の見解として、関係の教師から管理職までの了解**が必要です。その上で、話すのは担任一人で良いか、誰か同席するか、時間はどう設定するかなどを事前に検討・準備して臨むようにします。

■ 個別式知能検査WISC-IVに関する情報は、第28・29号を参照してください。なお、本通信は教師向け資料として作成していますので、学校から保護者にそのまま渡すことは控えてください。

■ 大病院(特定機能病院等)に一次医療機関(かかりつけ医等)からの紹介状なしに受診する際に要する選定療養費(初診 7,700 円, 再診 3,300 円・税込)は、宇都宮市こども医療費助成制度の対象外です。

「通常の学級では 無理です / 伸びません」 「特別支援学級(学校)に入るべき子です」

学びの場（在籍）に関する断定的な物言い、あるべき論に基づく発言は禁忌です。

「〇〇さんばかりを 特別扱いはできません / 常に見ているわけではありませんので…」

“特別扱い”という言葉には、否定的なニュアンスが感じられますが、**合理的配慮としての特別扱い**は、正当かつ必要なものです。当該の子の特性等に関連した保護者からの要望は、担任の裁量で判断できる簡易なものを除き、一旦預かり、**校内で検討して、管理職の了解の上で丁寧に回答（説明）**するようにします。⇒ 第21・24号参照

「〇〇さんばかりを見ているわけではない」… 確かにその通りですし、日ごろ多くの時間とエネルギーをその子に費やしているとしたら、そう言いたくなる心情も理解できます。しかし、それを言ったところで、保護者は教師に「これ以上はもう面倒見られない」と宣告されたような、寂しくも悔しい気持ちになるだけです。担任への負担が顕著になり始めた時点で、**担任を支える校内の支援体制を構築**することが重要です。

保護者は不安なのに…「大丈夫です」「心配し過ぎです」「(外部機関は)必要ありません」

このように聞いて安心する保護者は、まずいないでしょう。むしろ「うちの子を分かってない」「私の思いを否定された」「取り合ってもくれない」「なぜそう言い切れるのか」と不信感を抱いたり、「自分が間違っているのか…」と釈然としないまま引き下がったりして、それ以後は言い出せなくなってしまう。もし、翌年度に替わった担任に指摘されたら、「だったらどうしてあのとき…！」ということになります。保護者が不安視することについては、学校での状況を伝えながら**双方の認識を確かめ合う**ことが大切です。その上で、必要があれば教育センターに関する情報（HPの申込フォームからの予約の仕組み）を御案内ください。

■ 懇談の時間だけで足りない場合は、別途、時間を確保して話合います。

担当 学校生活適応支援アドバイザー（飯山・大瀧）
TEL 639-4392